

厚木市
地球温暖化対策実行計画
(事務事業編)

令和5年3月改定
厚木市

目次

| | | |
|---|-------------------------|----|
| 1 | 背景 | 1 |
| | (1) 地球温暖化問題に関する国内外の動向 | 1 |
| | (2) 計画の目的 | 1 |
| | (3) 計画の位置付け | 2 |
| 2 | 計画改定の趣旨 | 2 |
| | (1) 経緯 | 2 |
| | (2) これまでの取組状況 | 3 |
| | (3) 計画改定の必要性 | 4 |
| 3 | 基本的事項 | 5 |
| | (1) 対象とする範囲 | 5 |
| | (2) 対象とする温室効果ガスの種類 | 5 |
| | (3) 計画期間等 | 6 |
| 4 | 目標 | 6 |
| | (1) 目標設定の考え方 | 6 |
| | (2) 基準年度と数量的な目標 | 6 |
| 5 | 目標達成のための考え方 | 9 |
| | (1) エネルギー起源 | 9 |
| | (2) 廃棄物起源 | 10 |
| 6 | 重点取組と目標 | 10 |
| | (1) 再生可能エネルギーの導入 | 10 |
| | (2) LED化の推進 | 10 |
| | (3) 建物のZEB化 | 11 |
| | (4) 購入電力の選択 | 12 |
| | (5) 電動車導入の検討 | 12 |
| 7 | 二酸化炭素の排出削減の個別取組 | 13 |
| | (1) 公共施設 | 13 |
| | (2) 公用車 | 13 |
| | (3) 廃棄物起源 | 13 |
| | (4) その他 | 13 |
| 8 | 事務事業編の進捗管理の仕組み | 15 |
| | (1) 推進体制 | 15 |
| | (2) 進行管理 | 16 |
| | (3) 成果の公表 | 16 |
| 9 | 公共施設再生可能エネルギー導入ガイドライン | 17 |
| | (1) 趣旨 | 17 |
| | (2) 導入対象 | 17 |
| | (3) 再生可能エネルギー導入の基本的な考え方 | 17 |
| | (4) 維持管理 | 19 |

1 背景

(1) 地球温暖化問題に関する国内外の動向

1992（平成4）年に世界は、国連の下、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極の目標とする「気候変動に関する国際連合枠組条約」を採択し、地球温暖化対策に世界全体で取り組んでいくことに合意しました。同条約に基づき、1995（平成7）年から毎年、気候変動枠組条約締約国会議（COP）が開催されています。

そのような中、2015（平成27）年には、フランス・パリで開催されたCOP21において、気候変動に関する2020（令和2）年以降の新たな国際枠組みである「パリ協定」が採択され、世界共通の長期目標として2℃目標の設定や、全ての国による削減目標の5年ごとの提出・更新、各国の適応計画プロセスと行動の実施等が位置付けられました。2016（平成28）年には、「パリ協定」が発効され、世界は、気候変動の問題の解決に向け、新たなスタートを切りました。

その後2018（平成30）年に発表されたIPCC 1.5℃特別報告書では、産業革命前と比較した平均気温の上昇を1.5℃に抑えることが2℃よりも気候変動におけるリスクを大きく回避できることが示唆され、より高い目標に向けた取組が求められています。

我が国においては、2015（平成27）年にCOP21に先立ち国連気候変動枠組条約事務局に提出された「日本の約束草案」では、2030（令和12）年度に2013（平成25）年度比で温室効果ガスを26%削減することが示されました。この目標を達成するため、2016（平成28）年に地球温暖化対策計画を閣議決定し、具体的な取組を進めていますが、2020（令和2）年10月に菅首相の所信表明演説の中で2050年にカーボンニュートラルを目指すことを表明し、翌年には、温室効果ガス削減目標を46%に大幅に引き上げ、さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けることを表明しました。

また、本市においても2021（令和3）年2月に2050年までにカーボンニュートラルを目指すゼロカーボンシティを表明し、積極的な取組を進めています。

(2) 計画の目的

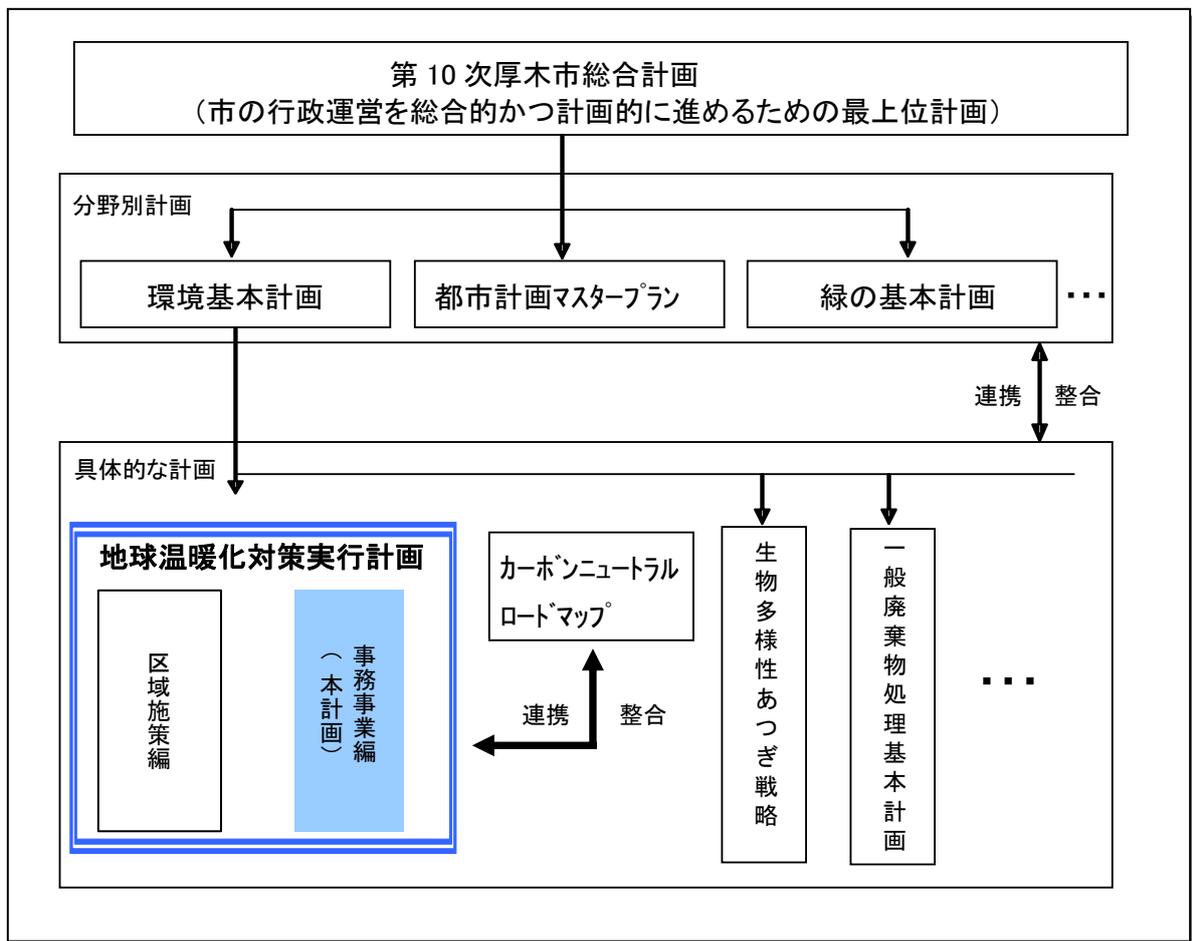
「厚木市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条の規定に基づき、地球温暖化防止の推進を図るため、厚木市役所の温室効果ガスの排出量の削減を図ることを目的とします。

また、「環境基本計画」の趣旨を踏まえ、地球環境への負荷の削減を全庁的に推進することによって、持続可能な社会を目指します。

(3) 計画の位置付け

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律において、全ての都道府県及び市町村に策定が義務付けられている「市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画」、すなわち「地方公共団体実行計画」に相当するもので、市役所が一事業者として地球温暖化対策、環境負荷の低減を推進するための計画となります。

また、本計画は、「厚木市環境基本計画」を支える計画の一つであり、市域全体の地球温暖化対策を内容とする「厚木市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」とともに、本市の地球温暖化対策の両輪を成す計画です。



2 計画改定の趣旨

(1) 経緯

2008（平成20）年6月に改正された地球温暖化対策の推進に関する法律において、都道府県並びに指定都市、中核市及び特例市（現在は施行時特例市）に「地域全体の自然的・社会的条件に応じた施策を盛り込んだ計画」、すなわち「地球温暖化対策地域実行計画」の策定が義務付けられたことから、2011（平成23）年3月に「厚木市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定し、これと合わせる形で、2012（平成24）年3月に環境保全率実行計画を引き継ぐ、「厚木市地球温暖化対策実行計画（事

務事業編)」を策定し、これまで温室効果ガス排出量の削減に取り組んできました。

2021（令和3）年2月に2050年ゼロカーボンシティを表明したことから、2050年までの道筋を示す「厚木市カーボンニュートラルロードマップ」を2022（令和4）年度に策定し、部門別の達成目標を定めています。

（2）これまでの取組状況

2012（平成24）年3月に本計画を策定して以降、2012（平成24）年度から2014（平成26）年度までを第1期、2015（平成27）年度から2017（平成29）年度までを第2期として取り組みました。

また、2018（平成30）年度から3年間、2013（平成25）年度比9%削減を目標に取り組み、2021（令和3）年度からは、目標年次を2030（令和12）年度とし、削減目標を19%に引き上げました。

ここでは、直近の3年間の取組結果について、次のとおり整理します。

ア エネルギー起源 CO₂ 排出量

エネルギー起源 CO₂ とは、燃料の燃焼により排出されるもので、電気、ガス、ガソリン等の使用によるものが該当します。

公共施設から排出される二酸化炭素（CO₂）排出量 単位：t-CO₂

| | 2013年度 (基準年度) | 2019年度 | 2020年度 | 2021年度 |
|-------|------------------|--------|--------|--------|
| 市長部局 | 8,920 | 8,206 | 6,646 | 6,832 |
| 教育委員会 | 6,397 | 5,593 | 6,297 | 6,300 |
| 市立病院 | 3,107 | 4,994 | 4,527 | 4,543 |
| 合計 | 18,424 | 18,793 | 17,470 | 17,675 |

これまで、約4%の削減を達成していますが目標達成のためには大幅な削減が必要となります。

なお、再生可能エネルギー由来の電力の購入による効果を測るため、今後は調整後温室効果ガス排出量により比較することとします。

また、基準年度と現在で異なる点として、新市立病院の建設に伴い施設及び医療体制の拡充化も図られており、電子カルテ用サーバーの増設、大型医療機器の導入等によりエネルギー使用が増えていることが挙げられます。

公用車使用に伴う二酸化炭素（CO₂）排出量

単位：t-CO₂

| | 2013年度 (基準年度) | 2019年度 | 2020年度 | 2021年度 |
|---------------------|------------------|--------|--------|--------|
| 台数（台） | 317 | 314 | 321 | 318 |
| （電気自動車の内数） | （4） | （5） | （6） | （6） |
| 走行距離（千km） | 1,686 | 1,627 | 1,564 | 1,578 |
| （電気自動車の内数） | （16） | （24） | （28） | （23） |
| CO ₂ 排出量 | 734 | 760 | 722 | 717 |

公用車の使用に伴うCO₂排出量は、ほぼ横ばいに推移しています。

イ 廃棄物起源CO₂の排出量

廃棄物起源CO₂とは、環境センターにおけるプラスチックごみの焼却に伴い排出されるものです。

そのため、焼却するごみの総量を減らすほか、プラスチックの排出を削減することが重要です。

【廃棄物起源CO₂排出量の推移】

単位：t-CO₂

| | 2013年度 (基準年度) | 2019年度 | 2020年度 | 2021年度 |
|-------|------------------|--------|--------|--------|
| 廃棄物起源 | 41,322 | 34,415 | 38,533 | 32,491 |

(3) 計画改定の必要性

国は、2021（令和3）年10月に地球温暖化対策計画を改定し、エネルギー起源のCO₂削減目標のうち、市の事務事業が該当する部門である「業務その他部門」における目標を2030（令和12）年度に2013（平成25）年度比で51%削減（従来目標は40%）することとしており、政府の事務及び事業に伴う温室効果ガスの総排出量の削減目標も同程度の50%としています。

また、廃棄物起源CO₂が該当する非エネルギー起源のCO₂排出量削減目標を2030（令和12）年度に2013（平成25）年度比で15%削減（従来目標は6.7%）するとしています。

本市では、2021（令和3）年度からは、2030（令和12）年度までに2013（平成25）年度比19%の削減を掲げ取り組んでいましたが、2021（令和3）年2月に2050年ゼロカーボンシティを表明したことから、2050年までの道筋を示す「厚木市カーボンニュートラルロードマップ」を2022（令和4）年度に策定し、部門別の達成目標を定め、厚木市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）における中間目標も50%削減（従来目標は27%）とする上方修正をいたしました。

このような状況から、市の事務事業に伴い排出されるCO₂についても、厚木市カーボンニュートラルロードマップや国の目標を踏まえて削減目標を設定し、率先して取

り組むため、本計画の目標の上方修正を伴う改定を行う必要があります。

3 基本的事項

(1) 対象とする範囲

実行計画の対象は、「地方公共団体の事務及び事業」であり、その範囲は、地方自治法に定められた行政事務の全てが対象となります。

外部への委託等により実施するものは本計画の対象外とします。

ただし、一体で取り組むことにより温室効果ガスの排出の削減等の措置が可能なものについては、排出量削減に向けて協力を求めます。

また、対象とする組織は、全ての事務事業を対象とするため、出先機関等を含めた、全ての組織や施設が対象となります。

なお、対象とする施設・車両等については、対象組織が管理している施設・車両とします。

(2) 対象とする温室効果ガスの種類

温室効果ガスは、地球温暖化対策の推進に関する法律第2条において、二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)、六フッ化硫黄(SF₆)及び三フッ化窒素(NF₃)とされています。

ただし、CO₂以外はいずれも割合が非常に少なく、CO₂の削減施策に伴い同時に削減されていくものが多いことから、本計画の削減目標として対象とする温室効果ガスについては、引き続きCO₂を対象にします。

2009（平成21）年度の市役所からの温室効果ガス排出量

（単位：t-CO₂）

| 温室効果ガス | 2009年度 | 割合 |
|--------------------------|--------|--------|
| 二酸化炭素(CO ₂) | 17,311 | 99.72% |
| メタン(CH ₄) | 16 | 0.09% |
| 一酸化二窒素(N ₂ O) | 24 | 0.14% |
| ハイドロフルオロカーボン(HFC) | 8 | 0.05% |
| パーフルオロカーボン(PFC) | 0 | 0 |
| 六フッ化硫黄(SF ₆) | 0 | 0 |
| 温室効果ガス総排出量 | 17,359 | 100% |

※三フッ化窒素(NF₃)は2013（平成25年度）に温室効果ガスに追加されたため、算定していません。

(3) 計画期間等

計画の期間は、2023（令和5）年度から 2030（令和12）年度までの8年間とします。

ただし、地球温暖化対策に係る技術の向上及び国の目標値の変更等、社会的情勢の変化を踏まえて、適宜計画の見直しを検討することとします。

4 目標

(1) 目標設定の考え方

ア エネルギー起源の CO₂

市の事務事業に伴い排出されるエネルギー起源の CO₂ は、国の統計上の部門では、「業務その他部門」に該当し、当該部門における国全体の目標として 2030（令和12）年度に 2013（平成25）年度比で 51%削減することを掲げており、これを踏まえ、政府の事務・事業に関する温室効果ガスの排出削減計画における目標は、50%削減としています。

本市においては、2022（令和4）年度に「厚木市カーボンニュートラルロードマップ」を策定しており、これに準じた目標とする必要があります。

イ 廃棄物起源の CO₂

廃棄物起源の CO₂ 排出量については、ごみ減量・分別・資源化の取組と深い関係があり、厚木市では、一般廃棄物処理基本計画の中で「未来へつなげる循環型都市の実現～G o ごみニマムシティ あつぎ～」を基本目標とし、2026（令和8）年度までに 2002（平成14）年度比で「家庭系ごみ 50%減量」、「事業系ごみ 50%減量」を掲げて取組を進めています。

そのため、削減目標については、一般廃棄物処理基本計画と調和した目標設定をすることとし、「厚木市カーボンニュートラルロードマップ」では「廃棄物部門」における 2030（令和12）年度目標は、2013（平成25）年度比で 21%削減と掲げており、これと整合した目標とする必要があります。

また、2025（令和7）年 12 月に予定している新たな中間処理施設の稼働後は、一部事務組合である厚木愛甲環境施設組合において廃棄物起源の CO₂ 排出量を計上することになる（地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（本編）P155）ことも留意が必要です。

(2) 基準年度と数量的な目標

基準年度は、国の目標に準じて 2013（平成25）年度とし、達成年度は本計画の計画期間である 2030（令和12）年度とします。

なお、国の目標は、次のとおりです。

表1 温室効果ガス別その他の区分ごとの目標・目安

(単位:百万t-CO₂)

| | 2013年度 実績 | 2019年度 実績 (2013年度比) | 2030年度の 目標・目安 ²¹ (2013年度比) |
|---------------------------|--------------|---|---|
| 温室効果ガス排出量・吸収量 | 1,408 | 1,166 ²² (▲17%) | 760 (▲46% ²³) |
| エネルギー起源二酸化炭素 | 1,235 | 1,029 (▲17%) | 677 (▲45%) |
| 産業部門 | 463 | 384 (▲17%) | 289 (▲38%) |
| 業務その他部門 | 238 | 193 (▲19%) | 116 (▲51%) |
| 家庭部門 | 208 | 159 (▲23%) | 70 (▲66%) |
| 運輸部門 | 224 | 206 (▲8%) | 146 (▲35%) |
| エネルギー転換部門 ²⁴ | 106 | 89.3 (▲16%) | 56 (▲47%) |
| 非エネルギー起源二酸化炭素 | 82.3 | 79.2 (▲4%) | 70.0 (▲15%) |
| メタン (CH ₄) | 30.0 | 28.4 (▲5%) | 26.7 (▲11%) |
| 一酸化二窒素 (N ₂ O) | 21.4 | 19.8 (▲8%) | 17.8 (▲17%) |
| 代替フロン等4ガス ²⁵ | 39.1 | 55.4 (+42%) | 21.8 (▲44%) |
| ハイドロフルオロカーボン (HFCs) | 32.1 | 49.7 (+55%) | 14.5 (▲55%) |
| パーフルオロカーボン (PFCs) | 3.3 | 3.4 (+4%) | 4.2 (+26%) |
| 六ふっ化硫黄 (SF ₆) | 2.1 | 2.0 (▲4%) | 2.7 (+27%) |
| 三ふっ化窒素 (NF ₃) | 1.6 | 0.26 (▲84%) | 0.5 (▲70%) |
| 温室効果ガス吸収源 | — | ▲45.9 | ▲47.7 |
| 二国間クレジット制度 (JCM) | | 官民連携で2030年度までの累積で、1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。 | |

²¹ エネルギー起源二酸化炭素の各部門は目安の値。

²² 温室効果ガス総排出量から温室効果ガス吸収源による吸収量を差し引いたもの。

²³ さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。

²⁴ 電気熱配分統計誤差を除く。そのため、各部門の実績の合計とエネルギー起源二酸化炭素の排出量は一致しない。

²⁵ HFCs、PFCs、SF₆、NF₃の4種類の温室効果ガスについては暦年値。

【地球温暖化対策計画 令和3年10月22日閣議決定 抜粋】

第二 政府実行計画の期間等

政府実行計画は、当該計画の閣議決定日から2030年度までの期間を対象とするものとする。

第三 政府の温室効果ガスの総排出量に関する目標

政府実行計画に盛り込まれた措置を着実に実施することにより、2013年度を基準として、政府の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を2030年度までに50%削減することを目標とする。

この目標は、各府省庁の取組の進捗状況や温室効果ガスの排出量の状況などを踏まえ、一層の削減が可能である場合には適切に見直すこととする。

政府の船舶・航空機の使用に伴う排出及び福島県内で国が実施中の東日本大震災関係の廃棄物焼却に伴う排出については、上記の削減目標の対象外とする。これらの活動からの排出量については、排出量の把握を行うとともに、温室効果ガスの総排出量以外の評価指標を設定し、取組の進捗状況を点検することとする。

【政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置（政府実行計画）（令和3年10月22日閣議決定）抜粋】

また、厚木市カーボンニュートラルロードマップの各年度、各部門の目標は次のとおりです。

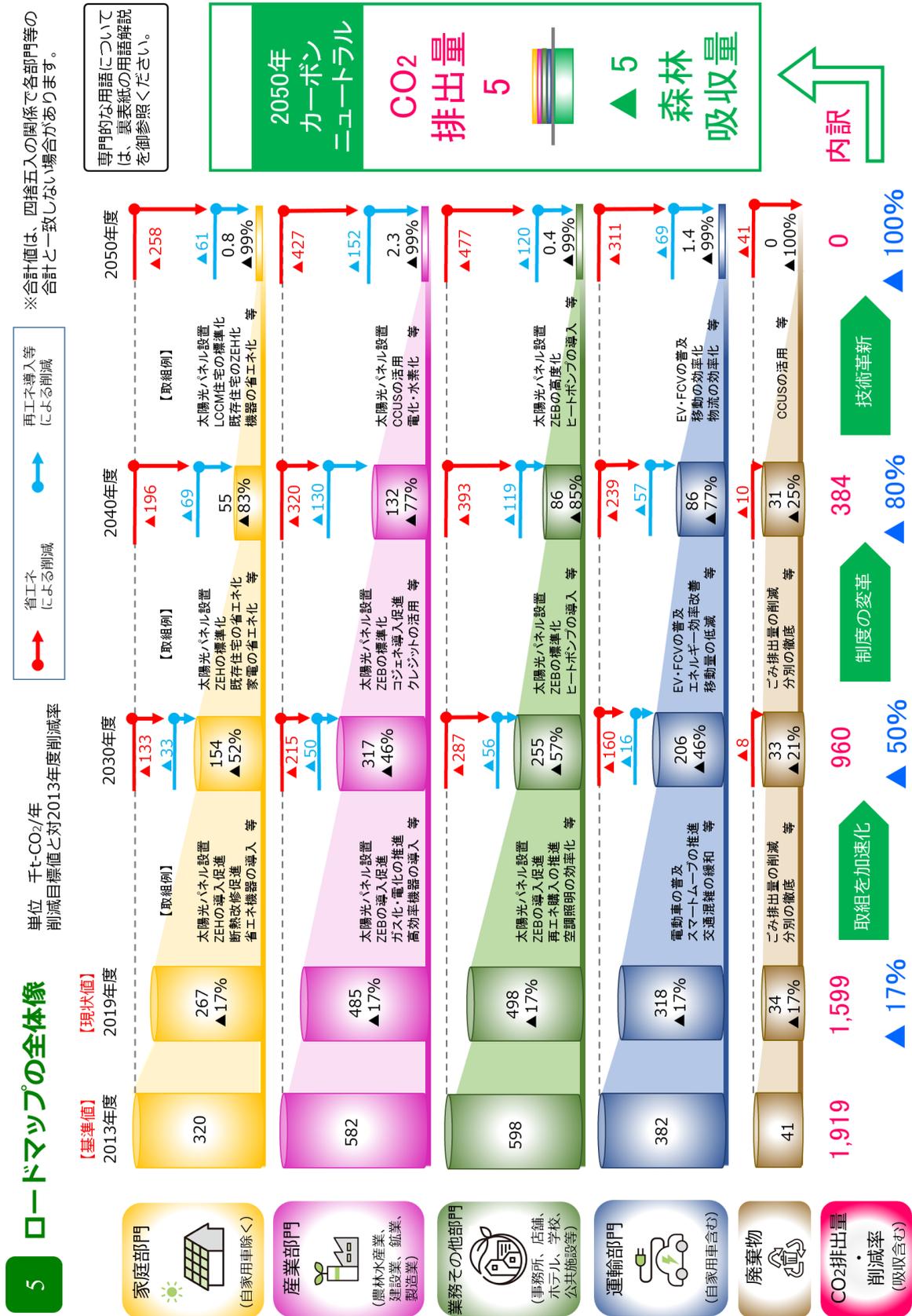


図 厚木市カーボンニュートラルロードマップの全体像

ア エネルギー起源の CO₂

エネルギー起源の CO₂は、国の政府実行計画は 50%の削減とされていますが、厚木市カーボンニュートラルロードマップにおける「業務その他部門」の目標値、2030（令和 12）年度に 57%削減（2013（平成 25）年度比）を施設における削減目標とします。

なお、車両については、「運輸部門」の目標値、2030（令和 12）年度に 46%削減（2013（平成 25）年度比）を削減目標とします。

イ 廃棄物起源の CO₂

廃棄物起源の CO₂は、厚木市カーボンニュートラルロードマップにおける「廃棄物部門」の目標値、2030（令和 12）年度に 21%削減（2013（平成 25）年度比）を目標とします。

なお、新たな中間処理施設の稼働後は、厚木愛甲環境施設組合の施設となるため、本市の事務事業編の算定対象ではなくなりますが、同組合に協力を仰ぎ、目標達成のための進行管理を継続するよう努めます。

【CO₂削減目標】

単位：t-CO₂

| | | 実績 | 目標 | |
|--------|-------------|--------------|--------------|------|
| | | 基準年度 2013 | 達成年度 2030 | 削減率 |
| 総排出量 | | 60,480 | 40,962 | ▲32% |
| 内 訳 | エネルギー起源（施設） | 18,424 | 7,922 | ▲57% |
| | エネルギー起源（車両） | 734 | 396 | ▲46% |
| | 廃棄物起源 | 41,322 | 32,644 | ▲21% |

※ 基準年度のエネルギー起源 CO₂排出量は基礎排出量ですが、目標値は電気事業者が調達した非化石証書等の環境価値による調整を反映した後の調整後排出量とします。

5 目標達成のための考え方

（1）エネルギー起源

電気については、購入している電気の排出係数により CO₂排出量が異なります。排出係数は、化石燃料による発電の割合が高ければ高くなり、再生可能エネルギーなどの割合が高ければ低くなります。

そのため、目標の 50%を達成するために、必ずしも電力やガスの使用量を 50%削減しなくても、国全体の電源構成が変化し、排出係数が改善すれば自然と CO₂排出量が減少するということになります。

このように、国の動向や技術革新、カーボンニュートラルなエネルギーの選択など多角的な手法により削減目標を達成することとします。

(2) 廃棄物起源

廃棄物起源の CO₂ 排出量は、市域から排出されるごみを減らすことが必要であることから、市内のごみを率先して削減するとともに、一般廃棄物処理基本計画に基づき家庭や事業者のごみ排出量を削減する取組を進めます。

6 重点取組と目標

施設ごとに検討、実施することが困難な大規模な取組について、地球温暖化防止所管課を中心に全庁的に取り組むものについて重点取組として推進します。

なお、重点取組は、次の政府実行計画を参考に目標値を定めます。

新計画に盛り込まれた主な取組内容

太陽光発電

設置可能な政府保有の建築物
(敷地含む)の約**50%以上**に
太陽光発電設備を設置することを
目指す。



新築建築物

今後予定する新築事業については原則ZEB Oriented相当以上とし、2030年度までに**新築建築物の平均でZEB Ready相当**となることを目指す。

※ ZEB Oriented: 30~40%以上の省エネ等を行った建築物、ZEB Ready: 50%以上の省エネを行った建築物

公用車

代替可能な電動車がな場合等を除き、新規導入・更新については2022年度以降全て電動車とし、ストック(使用する公用車全体)でも2030年度までに**全て電動車**とする。



※電動車: 電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車

LED照明

既存設備を含めた政府全体のLED照明の導入割合を2030年度までに**100%**とする。

再生電力調達

2030年までに各府省庁で調達する電力の**60%以上**を**再生可能エネルギー電力**とする。

廃棄物の3R + Renewable

プラスチックごみをはじめ庁舎等から排出される廃棄物の**3R + Renewable**を徹底し、**サーキュラーエコノミーへの移行**を総合的に推進する。



合同庁舎5号館内のPETボトル回収機

【環境省 政府実行計画の改定 抜粋】

(1) 再生可能エネルギーの導入

2030年度までの目標 : 公共施設の50%以上に太陽光発電を導入

個々の施設の運用状況を考慮し、設置すべきと判断した公共施設の50%以上に太陽光発電の導入を目標とします。

導入に当たっては、「9 公共施設再生可能エネルギー導入ガイドライン」に基づき実施することとします。

(2) LED化の推進

2030年度までの目標 : 公共施設の100%をLED化

政府のエネルギー基本計画等に基づき、高効率次世代照明(LED照明、有機EL照明)を2030年までにストックで100%普及させるという目標に基づき、国内主要メーカーは、蛍光灯器具の生産を既に終了しており、蛍光灯の生産終了も相次いでお

り、調達が困難になることが予想されます。

そのため、極力早期にLED化を進めることとし、短期間で多くの施設へ導入できるようESCOやリースの手法を中心に実施します。

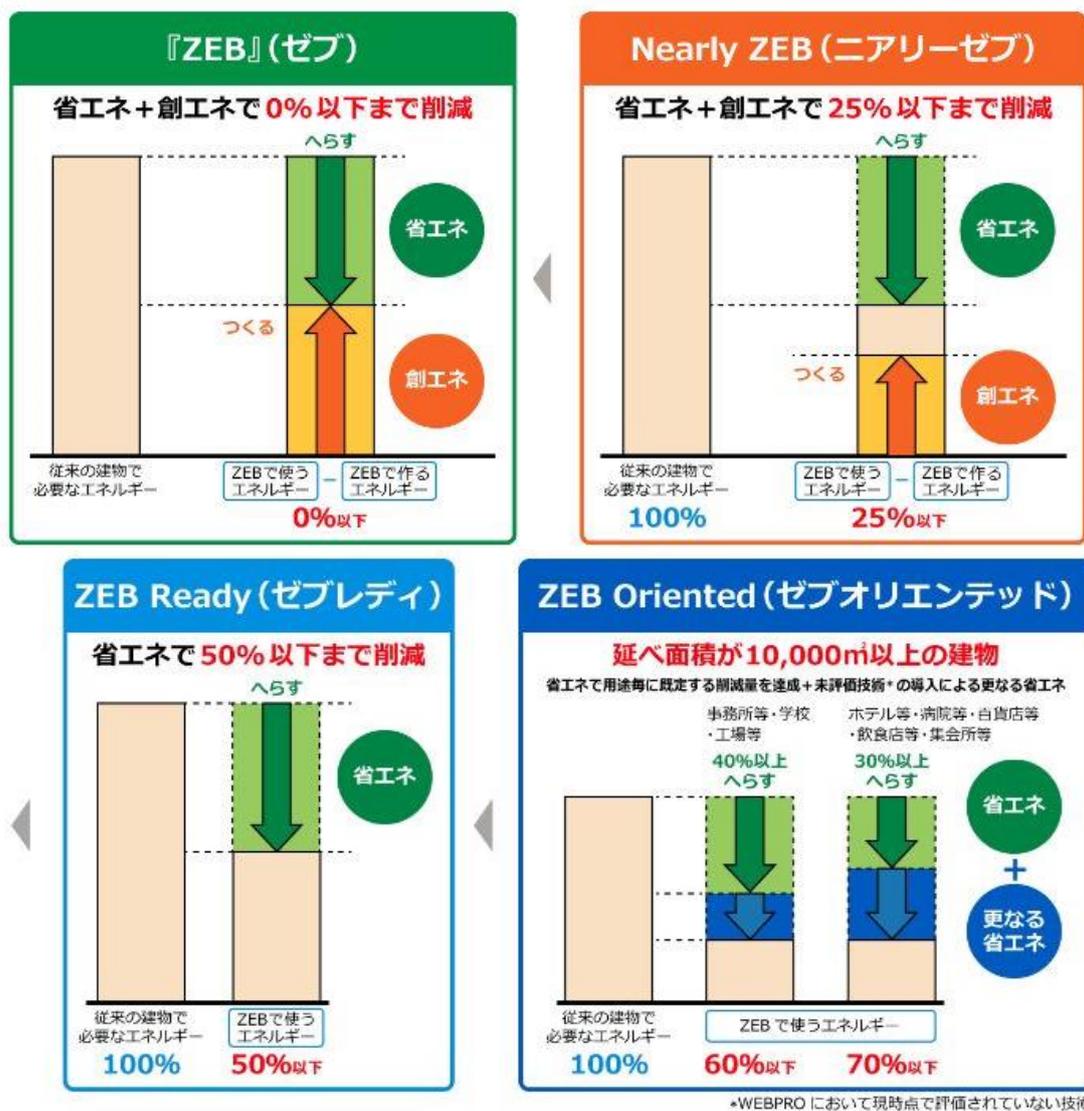
なお、照明の点灯時間の短い箇所については、費用対効果を踏まえ検討するものとします。

(3) 建物のZEB化

2030年度までの目標：公共施設の新築物件の100%をZEB化

規模の大きな公共施設は、建設後に大規模な省エネ改修を行うことが非常に困難になるため、新築時に省エネ性能を高める必要があります。

そのため、公共施設の新築に当たっては、広義のZEB化を基本とし、従来施設より50%以上の省エネを実現するZEB Ready以上を新築物件の標準とすることを目標とします。



【環境省 ZEB PORTAL】

(4) 使用エネルギーの選択

2030年度までの目標：公共施設における購入電力量の70%以上を再エネ化

エネルギー起源 CO₂ 排出量削減目標達成のためには、再生可能エネルギー由来の電力を選択して購入し、2030（令和12）年度に購入している電力量の70%以上を再生可能エネルギーとする必要があります。

また、現在ガスや油を燃料としている機器について電化を進めることにより、再生可能エネルギー由来の電力購入の効果を高めます。

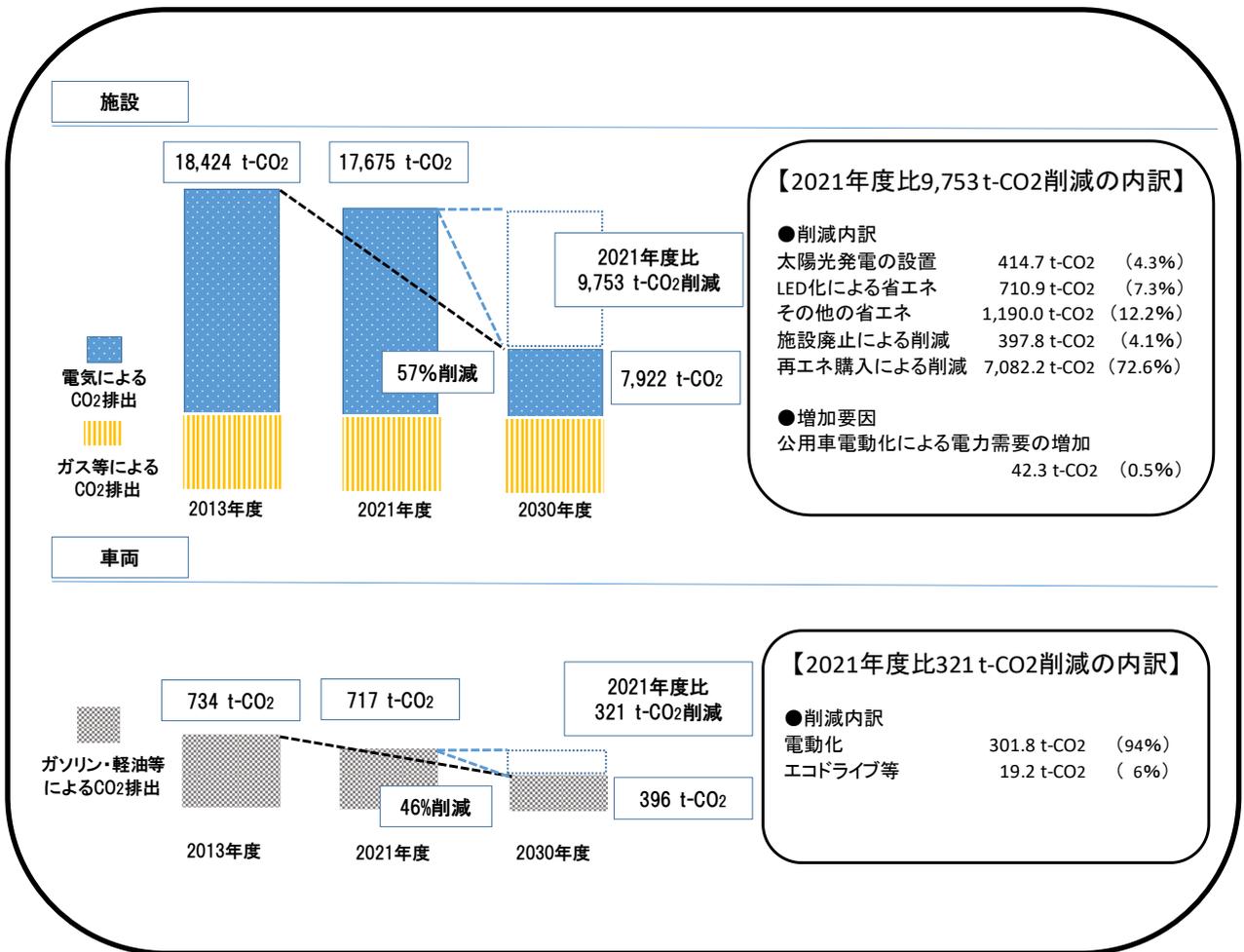
(5) 電動車導入の推進

2030年度までの目標：公用車の100%を電動化

政府が定めたグリーン成長戦略の中で「遅くとも2030年代半ばまでに、乗用車新車販売で電動車100%を実現できるよう、包括的な措置を講じる。」としていることから、今後の状況に注視し、電動車への円滑な移行のため、計画的に公用車の電動化を進めます。

なお、対象とするものは一般に市場で流通している車種で代替可能なものとします。

目標達成のイメージ



7 二酸化炭素の排出削減の個別取組

各施設や職場で行う恒常的な取組です。

(1) 公共施設

- ア 全施設について、毎月のエネルギー使用量を入力するシステムを活用し、毎月のエネルギー使用量や経年変化の「見える化」を実施
- イ 給湯器の効率的利用やボイラー等の適正な運転を実施し、ガス及び油の使用量を削減
- ウ 各課に eco オフィスリーダーを設置し、不要な照明の消灯や空調等の機器の電源オフを実施
- エ 事務事業の見直しを徹底し、残業の削減を推進
- オ トイレ、会議室、更衣室等における不要な照明の消灯
- カ 使用しない電気機器のプラグをコンセントから抜き、待機電力を削減
- キ エレベーター利用を控え、階段の利用を推奨
- ク 冷暖房の使用時は、設定温度を夏季は 28 度、冬季は 19 度を目安に調節
- ケ ブラインドやカーテンにより断熱を行い、冷暖房を効率化
- コ 気温に合わせた服装で執務するクールビズやウォームビズなどの推進
- サ 自動販売機設置の適正化

(2) 公用車

- ア 公用車の適正利用に努めるとともに、公共交通機関や自転車、バイクでの移動を検討
- イ 燃料消費の少ないエコドライブ（アイドリングストップ、急発進・急加速の回避等）の実施

(3) 廃棄物起源

- ア 厚木市一般廃棄物処理基本計画や厚木市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に基づき、市民・事業者から排出されるごみの減量化・資源化を推進
- イ 審議会等におけるペットボトルによる飲料提供の削減
- ウ 紙類、空き缶・空き瓶、ペットボトル等の分別収集の徹底
- エ 紙コップやペーパータオル等使い捨て用品の使用の抑制
- オ ファイル等文房具の長期使用及びリユースの促進

(4) その他

直接的に庁内の CO₂ 削減につながるものではありませんが、間接的取組として次の取組を行います。

ア グリーン購入の推進

(ア) グリーン購入基本方針に基づくグリーン購入の実施

(イ) 文具、事務用品、OA 機器、家電、照明機器等の購入（リース）の際のグリー

ン購入調達ガイドラインに基づく環境配慮型製品の購入の推進
(ウ) グリーン購入の調達率の公表

イ 紙使用量の削減

- (ア) 会議等における配付資料の電子化の推進
- (イ) 総合行政情報システムを活用し、画面確認による印刷削減の推進
- (ウ) 文書等の必要部数を正確に把握し、余分な印刷の削減
- (エ) 事務手続の簡素化の推進
- (オ) 事務所ごとでプリンターの印刷枚数を把握し、紙節約の意識を促進
- (カ) コピーやプリンターでの印刷における両面印刷の徹底
- (キ) プリンターの縮小・見開き印刷等の活用による紙の節約
- (ク) ミスコピーした用紙は、裏紙として再利用
- (ケ) 計画等の電子データ提供による冊子配布の削減及びデマンド印刷の活用

ウ 水使用量の削減

- (ア) 水道栓の締め忘れ、流しっ放しなどの無駄の抑制
- (イ) 給湯室や洗面所等の水道栓には、節水コマ、節水フラッシュバルブの設置、感知式自動水洗など節水型のものを利用
- (ウ) 植栽等の水撒きに雨水を有効利用できる雨水利用設備の導入を検討

エ 職員への意識啓発

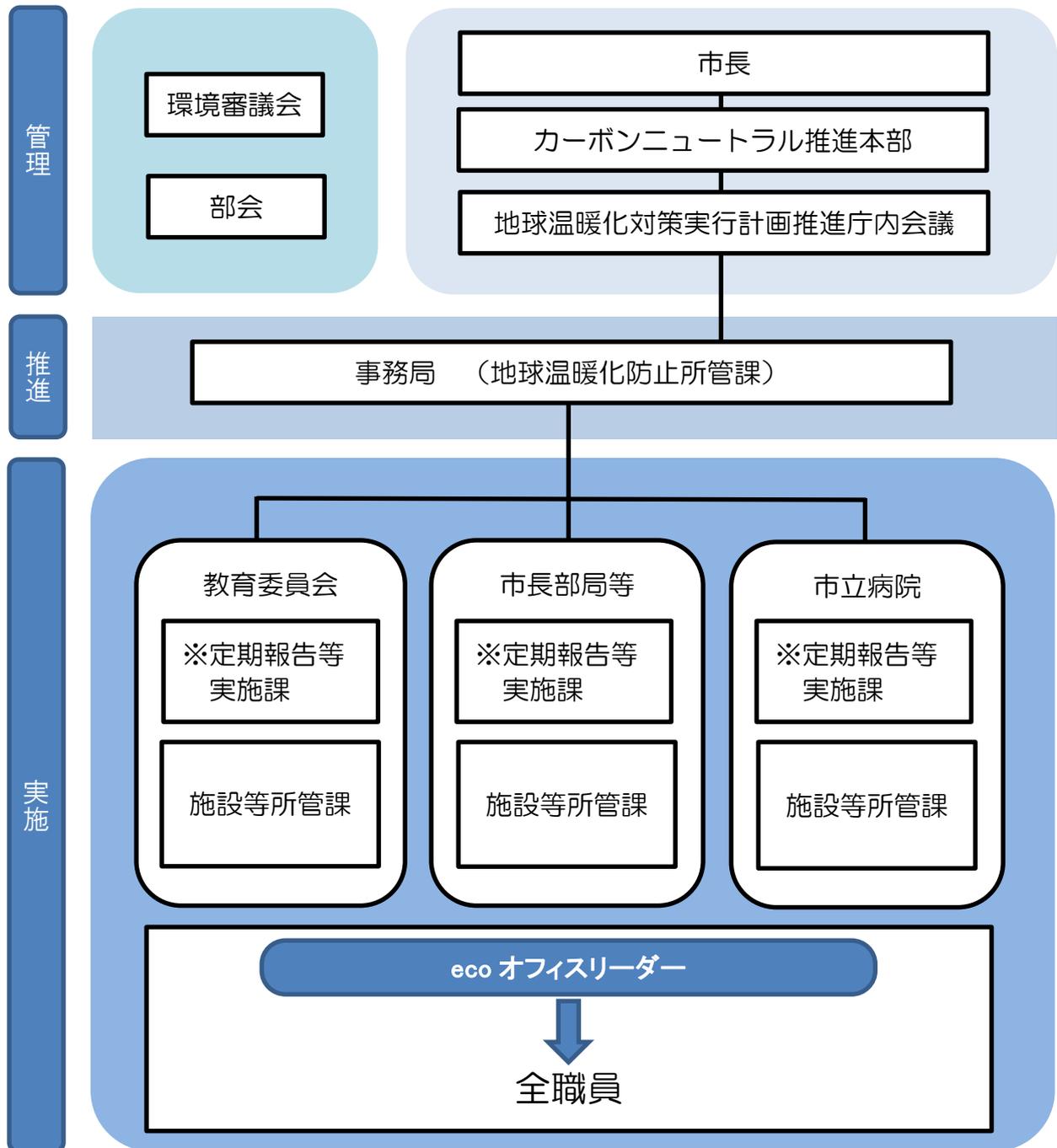
- (ア) 本計画書の職員への周知
- (イ) 庁内LANによる計画の進捗状況やエネルギーの使用状況などの情報提供を実施
- (ウ) 庁内放送による啓発
- (エ) 職員を対象とした環境に関する研修等の開催
- (オ) エコ通勤の推進（ノーマイカーデー）
- (カ) COOL CHOICE の推進
- (キ) 3010 運動の庁内周知

8 事務事業編の進捗管理の仕組み

(1) 推進体制

この計画は、全庁的に取り組む必要があるため、次の組織体制によって推進していくこととします。

【地球温暖化対策実行計画（事務事業編）推進組織図】



※ 定期報告等実施課とは、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく定期報告書や地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく温室効果ガス算定排出量等の報告書など本計画に関連する事項を取りまとめて国の機関等に報告している課のことです。

(2) 進行管理

本計画の進行管理は、PDCA サイクルにより行います。

ア PLAN（具体的な計画の立案）

地球温暖化対策実行計画推進庁内会議において取組の実施結果及び CO₂ 排出状況を受け、次年度に向けて特に取り組むべき事項を検討、提示します。

イ DO（実施）

各部局等の定期報告等実施課が、施設等所管課へ取組の呼びかけを行うほか、各事務所に設置している eco オフィスリーダーが中心となり、省エネの取組を実施します。

また、PLAN により取り組むべき事項として挙げられた内容は、所管が必要に応じて予算化し、実施します。

ウ CHECK（実施結果の点検）

定期報告等実施課が、各施設等のデータを取りまとめ、CO₂ 排出状況を把握します。

また、環境審議会又はその部会により計画の進捗状況について、点検・評価を行います。

エ ACTION（改善）

点検・評価の結果を受け、必要に応じて事務局が改善案を取りまとめ、次年度の立案につなげます。

なお、計画本体を変更する必要がある場合には、地球温暖化対策実行計画推進庁内会議による検討を経て計画改定を行います。

(3) 成果の公表

報告書を作成し、毎年度、市ホームページ上で公表します。

また、報告書の内容は、目標に対する進捗状況及び実施した主な取組の実施結果とします。

9 公共施設再生可能エネルギー導入ガイドライン

(1) 趣旨

我が国は、2050年にカーボンニュートラルを達成することを目標に掲げました。

この目標を達成するためには、2030年までの取組が重要であると言われていています。特に長期的に計画的に行う必要がある施設の整備においては、今から取り組む必要があります。

このようなことから、市の公共施設等への再生可能エネルギーの導入について、対象となる施設やその手順について定めるものです。

(2) 導入対象

原則的に導入を検討する再生可能エネルギーは、公共施設に最も導入の可能性がある太陽光発電としますが、他の再生可能エネルギーについても積極的に検討するものとします。

再生可能エネルギーを導入する対象施設として、新築の建物については、原則必置とします。

また、既存の施設については、PPAやリースといった複数施設にまとめて導入する手法を優先的に検討し、大規模改修（屋根等機器の設置箇所を含む改修とし、再生可能エネルギーの設置と一体的に行うことで効率化が図れるもの。以下同じ。）が予定されている施設については、個別に設置を検討した上で改修工事に併せて設置することとします。

なお、次に該当する施設は原則として検討の対象外とします。

ア 10年以内に廃止、建替えの予定がある施設

イ 旧耐震基準で建築された建物

（ただし、耐震補強の状況や施設規模、改修の内容によって設置の可能性を検討するものとする。）

ウ 屋根や屋上に設置できるスペース（20㎡以上）がない建物

（カーポート等敷地内の設置は検討の対象）

エ 屋根の形状や構造的に設置困難な建物（曲面屋根等）

オ 設置できるスペースが年間を通じて日陰になる施設

カ 年間の電力消費量が概ね3,000kWh未満の施設（デマンドや蓄電池の設置等を踏まえ、自家消費率が70%を超えることを目標とする。）

(3) 再生可能エネルギー導入の基本的な考え方

ア 設置主体

施設所管課が主体となり再生可能エネルギーの導入を検討します。その際に、エネルギー政策所管課は、補助金の活用や導入手法など助言を行うこととし、整備の際にも必要に応じて支援を行います。

なお、既存施設への導入において、複数課にまたがる場合や、横断的な整備を行う場合には、エネルギー政策所管課が中心となり関係課と連携を取り進めます。

イ 導入規模の基準

施設の想定電力使用量の40%以上の発電能力を目標とします。

ただし、夜間の稼働時間が長い施設などは、電力使用総量の40%とすると過大となることが考えられるため、蓄電池の設置や太陽光で賄える昼間の電力使用量を考慮して自家消費率が70%を超えるように設置規模を検討するものとします。

また、太陽光パネルの設置面積が十分確保できないなど、施設の固有の事情により困難な場合は、可能な範囲で設置することとします。

なお、国等の補助金を活用する場合において、設置基準が定められている場合には、それを基準とします。

ウ 設置場所

新築の施設に設置する場合は、屋根や屋上を基本とします。

既設の施設や大規模改修時については、屋根や屋上は耐震性等を考慮し、施設内の空地に設置することとしますが、比較的軽量の住宅用の太陽光パネルを設置する場合等、安全性を確認した上で屋根や屋上への設置も検討します。

また、十分に日照を確保するために、遮蔽物の有無を確認し、方位・傾斜角、設置作業やメンテナンスに必要な面積を検討するとともに、立ち入り禁止などの安全対策を講じます。

エ 導入の効果

再生可能エネルギーの導入は、施設におけるCO₂排出量の削減が主な目的ですが、様々な副次的効果が考えられるため、その効果が十分発揮されるよう検討を行います。

(ア) 経済性

太陽光パネルにより発電された分、電気料金が削減されます。電力使用のピークを抑えることによる契約電力の低減等の経済効果や売電や他施設への供給など最大限の経済効果を得られるよう検討します。

なお、国等の補助金を積極的に活用し、費用を抑えるよう努めます。

(イ) 防災機能

避難所においては、防災機能を考慮し発電能力や蓄電池容量を検討するとともに、非常時の使用方法について施設管理者や避難所運営委員会が把握できるようにマニュアルの整備等の措置を講じます。

(ウ) 普及啓発の促進

市が先導して太陽光パネルを設置することにより、市内の家庭や企業へ普及を促す効果もあることから、施設利用者に対し自らが太陽光パネルを設置する動機付けとなるような措置を検討します。

また、小中学校に設置することにより、カーボンニュートラル教育につながる措置について検討します。

(4) 維持管理

太陽光パネルは、一般的には20年から30年発電を継続できると言われており、長期間の適切な維持管理が必要になります。

特に、パワーコンディショナーは太陽光パネルよりも耐用年数が短いため、設置から10年が経過した場合は、適切な時期に更新を行います。

また、蓄電池も設置から10年経過した場合には残存容量の確認やオーバーホールなどを検討します。

なお、特に防災機能を担っている太陽光・蓄電池システムに関しては、専門業者による定期的な点検を行うことを検討します。

厚木市地球温暖化対策実行計画

(事務事業編)

平成24年 3 月策定

平成27年 7 月改定

平成30年 3 月改定

令和 3 年 3 月改定

令和 5 年 3 月改定

厚木市環境農政部環境政策課

〒243-8511

神奈川県厚木市中町 3 丁目17番17号

電話 (046) 225-2749 (直通)

ホームページ URL <http://www.city.atsugi.kanagawa.jp/>